

悪質商法などに「注意！」

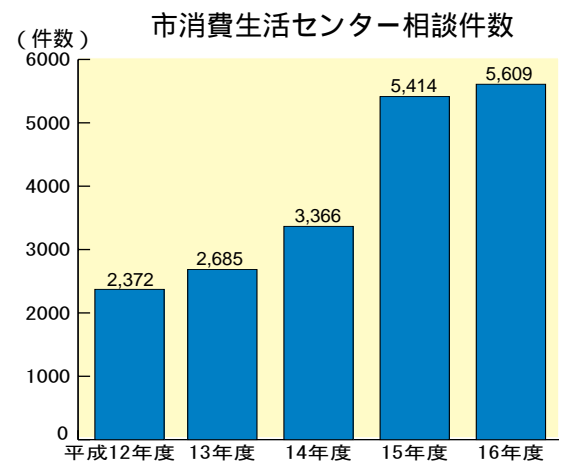
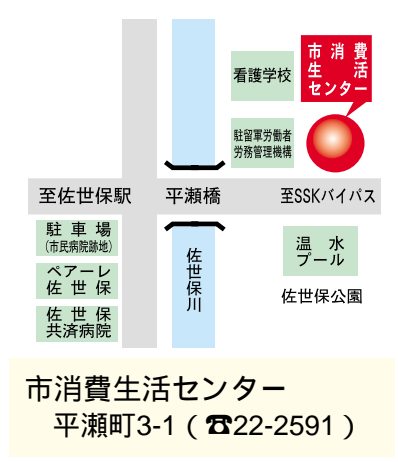
消費生活ガイド

近年、市場にはさまざまな商品が流通し、消費生活も豊かになっていますが、その一方で契約や取引上のトラブル、悪質商法、架空・不当請求などが問題になっていきます。今回は、これらのトラブルの事例や、悪質商法などから身を守る方法などを紹介します。

商品購入・サービス契約などで困ったときは「相談ください」

「欲しくもないのに買わされてしまった」「断りきれずに契約してしまった」などのトラブルで、どこにだれに、相談したらよいか迷ったことはありませんか。

市消費生活センターでは、専門の相談員が相談に応じ、消費生活のトラブル・苦情の処理に取り組みます。お気軽にご相談ください。



市消費生活センターに寄せられた相談は、平成16年度は5,609件で、5年前の2,372件(平成12年度)に比べると2倍以上に増え、過去最高となりました(左のグラフ参照)。

増え続ける相談件数

主な相談内容

(市消費生活センター平成16年度分)

順位	項目	件数	主な事例
1	電話情報提供サービス	2,535	携帯電話有料サイト関連の架空・不当請求
2	借金	521	多重債務
3	ヤミ金融	260	出資法違反の超高金利による借金
4	賃貸アパート借家	111	敷金返還、原状回復に関するトラブル
5	健康食品	106	効果を過信させた勧誘
6	インターネット情報サービス	105	有料サイト関連の架空・不当請求(パソコン)
7	資格取得教材など	91	資格講座の電話勧誘
8	家屋の修繕工事	64	工事費が高額
9	電話関連サービス	62	電話料金など
10	浄水器、整水器、活水装置	57	商品が高額で、強引に取り付けられた

相談件数が増えた主な要因は、利用した覚えのない携帯電話の有料サイトなどの架空・不当請求についての相談が増えたことです。また、いわゆる「ヤミ金融対策法」(貸金業規制法及び出資法の一部改

正)が平成15年9月に施行されたことで、借金やヤミ金融に関する相談は、減少傾向にはありますが、依然として多くの相談が寄せられています。

「こんな苦情」も「こんな悩み」の？

架空・不当請求

利用した覚えのないインターネットの有料サイト(アダルトサイト、出会い系サイト等)の利用料金などを支払うように催促する、はがきや電話、Eメールが届くものです。

最近では、別のサイトからリンクしてアダルトサイトや出会い系サイトを開かせ、不当な料金を請求するなど、手口は複雑巧妙化しています。また、中学生や高校生などの未成年者が、興味本位でアダルトサイトに接続して高額な請求を受けたという相談も増加しています。

アドバイス

架空・不当請求には、絶対に回答してはいけません。「無視すること」が最善です。応答すると、相手が支払う可能性があると判断し、催促がエスカレートする恐れがあります。悪質な取り立ての場合は、最寄りの警察署へご相談ください。また、家庭などでインターネットの危険性についても話し合い、子どもたちが被害に遭わないようにしていくことも大切です。

多重債務・ヤミ金融など

多重債務とは、借金を返すために別の借金を繰り返すことです。ヤミ金融とは、出資法の金利規制に違反して超高金利で貸し付けを行う金融業者です。多くの多重債務者は、ヤミ金融から借り入れている場合が多く、スムーズに債務整理ができないこともあります。

また、「融資の勧誘を受けたので申し込んだら、手数料などの名目で次々に送金を要求され、解約を申し入れると法外な解約料を請求された」という融資を騙った詐欺も発生しています。

アドバイス

安易な借り入れで生活が破たんしないよう、借り入れの際には手数料や金利、契約内容、無理のない返済ができるかを確認しましょう。融資を騙った詐欺には、だまされないように注意することが必要ですが、被害に遭った場合は、最寄りの警察署か県貸金業協会(☎095・824・2215)へご相談ください。

点検商法

水質や屋根・床下などの点検を装う、次のような商法があります。

- 1 水質検査と偽り、水道水を検査するふりをして試薬などで水を変色させ、あたかも汚れているような印象を持たせて、高額な浄水器を売りつける。
- 2 屋根や床下などを点検し、傷んでいるので危険などと不安をあおって工事を請け負い、高額な工事費を請求する。

アドバイス

検査をされると訪問してきた場合、検査員の格好だけで判断せず、身分証などの提示を求めましょう。不審な場合は検査をさせず、公的機関などに確認しましょう(水質の場合は水道局など)。屋根などの点検商法には、相手の言いなりになって契約を急がず、ほかの業者2、3社から見積もりを取って比較しましょう。また、販売目的を隠して来訪することは法律に違反します。

住宅用火災警報器や消火用具の訪問販売などに「注意」

住宅火災による死傷者を無くすことを目的に消防法が改正され、来年6月から新築の一般住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられる予定です。これに伴い、住宅用火災警報器や消火用具の悪質な訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などが予想されます。消防局予防課では、住宅用火災警報器についての相談専用電話を開設しました。火災警報器や制度についての問い合わせ、無理に買われそうになったときなどのご相談に応じます。



住宅用火災警報器 (見本)



火災警報器を購入の際は、日本消防検定協会認定済みのNSマーク(上)が付いたものを選びましょう。

相談専用「おしえて！警報器」 ☎245385

